

教育大綱の概要

1 大綱の趣旨

- (1)大綱とは、県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策であり、教育の目標や施策の根本的な方針です。
- (2)教育基本法第 17 条に規定する基本的な方針を参酌し、定めます。
- (3)大綱は、総合教育会議における協議、調整を経て、知事が策定します。

2 大綱の内容

- (1)教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参考にして、香川県の実情に応じて定めるものです。
- (2)平成 27 年度に見直しが予定されている「香川県総合計画」及び「香川県教育基本計画」に基づいて、「香川県教育基本計画」の基本的な方針に「香川県総合計画」に記載された教育に関連する事項を加えた内容とします。

3 対象期間と見直しの時期

- (1)平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間
- (2)教育に関する課題や施策の目標・方針等は、社会情勢等の影響により比較的短期間で変わるものであるため、対象期間中であっても必要に応じてその内容を改めることができるものとする。